

「福井県雇用維持事業主応援金」 よくあるご質問

Q1 対象となる事業主・役員(常勤)の要件を教えてください。

A 国の「雇用調整助成金」または「緊急雇用安定助成金」の算定対象外の方で、実際に休業した方に限ります。ただし、1企業最大2名までです。

Q2 支給対象となる休業日数について教えてください。

A 国の助成金の支給対象期間において、当該事業主または役員(常勤)が、通常の業務時間の全てについて業務を行わなかった日数とします。

Q3 事業主、役員(役員)の休業実績の確認のため、出勤簿等を作成する必要はありますか。

A 事業主、役員(常勤)は、事業主の申告制とさせていただきますので、出勤簿等の作成は必要ありません。

Q4 事業主、役員であることを確認する書類の提出は必要ですか。

A 国の助成金の支給申請時に提出した「役員等一覧」の写しまたは役員名簿を提出してください。

Q5 「役員等一覧」に記載のない役員等は、支給の対象にならないのですか。

A 国の「役員等一覧」の様式は、個人事業主の場合は事業主本人、法人である場合は役員を記載することとなっています。

原則、「役員等一覧」に記載されている者に限りませんが、記載のない者は、別途、常勤役員であることを証する書類の添付があれば対象とします。ただし、個人事業主の場合は、記載のない者も対象とします。

Q6 休業期間中、役員報酬を得ている役員についても、支給の対象となりますか。

A 対象となります。